

給食センターの運営

学校給食センターの運営は、教育委員会の管轄のもとで所長が業務を担当しています。日常の給食を作り学校へ届けるというような業務は所長の監督のもとに行っていますが、実際の業務とは別に給食センターの方針を定めるような内容のものについては給食センター運営委員会の意見を聞きながら進めていきます。

●運営委員会

給食の年間事業計画や給食費に関することなど重要な事項については運営委員会で審議してもらいます。

運営委員会の委員は校長先生や給食主任の先生、PTAの代表の方、保健所長など23名によって構成されています。



1学期に1回、前学期の給食費の決算報告なども含めて、年間3回開催しています。その他、緊急の事案については臨時の運営委員会を開催します。

●献立検討委員会

運営委員会の中には献立検討委員会があって、給食の献立内容（栄養価や調理法など）についても審議をしています。

献立検討委員会の委員は小・中学校の給食主任の先生やPTAの代表の方など22名で構成されています。

給食センターでは献立の案を2か月ごとに作成し、献立検討委員会を2か月に1回、開催しています。

●見積審査会

給食で使う1か月分の食材は給食センターの所長や栄養士、調理員、PTAの代表の方などで見本審査会を開いて決めています。

給食で使う食材は、複数の業者の方から価格と見本を提出してもらい、翌月に使用する食材をこの審査会において決めていきます。開催は毎月です。